

『専利審査指南』(2023)改正についての解説(八)

発表日：2024-01-18

専利出願手続及び事務処理

一、改正の背景及び目的

専利法及びその実施細則の改正に適応し、専利出願手続をさらに簡略化し、審査フローを最適化するために、今回、『専利審査指南』(以下、審査指南と略称する)の関連の専利出願手続及び事務処理の部分に全面的な改正を行った。今回の改正では新たな技術の急速な発展の必要性を十分に考慮し、事務処理の面で革新主体にさらに便利となった措置を提供し、関連費用を減免し、当事者の負担を軽減すると同時に、いくつかの規定について細分化及びさらなる説明も行い、専利出願手続実行の利便性の向上を図り、審査効率をさらに高める。

二、改正内容

(一) 書誌的事項変更手続の関連規定の最適化

1. 一括の書誌的事項変更手続及び関連費用の規定の改正(第一部分第一章第6.7.1.1節、第6.7.1.2節)

複数の専利出願の同一の書誌的事項を変更し、かつ変更する内容が全く同じである場合、書誌的事項変更を一括で実行できることを明確化し、かつ関連費用について規定を行った。

改正についての解説

改正前の規定では、複数の専利出願の同一の書誌的事項を変更し、かつ変更する内容が全く同じである場合、書誌的事項変更登録申請書をそれぞれ提出しなければならなかった。審査の実務において、同様の変更内容について書誌的事項変更登録申請書を重複して提出しなければならず、手続が繁雑であった。手続を簡略化し、革新主体の実際の要求をよりよく満たすために、複数の専利出願の全く同じ変更内容について、当事者は一括の書誌的事項変更請求を提出することができる。

2. 「連続変更」方式での専利出願権(又は専利権)の連続移転の実行を許容しないことの明確化(第一部分第一章第6.7.1.1節)

専利出願権(又は専利権)を連続で移転する場合、連続変更方式で処理を行ってはならないと明確化した。

改正についての解説

「連続変更」は当事者が同日に同一の専利出願の出願権(又は専利権)について専利移転の変更請求を連続で提出することをいう。専利法第10条の規定によると、専利出願権又は専利権を

譲渡する場合、当事者は書面の契約を結び、かつ国務院専利行政部門に登録を行い、国務院専利行政部門により公告されなければならない。専利出願権又は専利権の譲渡は登記の日から発効する。上記規定によると、登記されていない出願権又は専利権の譲渡は発効していないため、この時の譲受人は変更後の出願人又は専利権者と言うことはできず、当該専利を再度譲渡する権利がない。よって、専利出願権又は専利権を連続で移転する時は、当事者は専利を移転するごとにそれぞれ書誌的事項変更手続を実行し、1回ごとに専利出願権又は専利権の帰属を登記しなければならない。連続変更方式で関連の手続を実行してはならない。

3. 出願人（又は専利権者）が氏名又は名称の変更を請求する際の証明書類の簡略化（第一部分第一章第6.7.2.1節）

「出願人（又は専利権者）が氏名又は名称の変更を請求する場合、身分証明書番号又は統一社会信用コードを提示しなければならない」という規定を新たに追加し、身分証明書番号又は統一社会信用コードを提示できない場合、又は審査によって得られた情報が不正確である場合のみ、対応する証明書類を提示する必要がある。

改正についての解説

改正前の審査指南では、出願人（又は専利権者）の氏名又は名称を変更する各状況で証明書類を提出する必要があると規定していた。改正後の審査指南では、出願人（又は専利権者）の身分証明書番号又は統一社会信用コードを提出するだけでよいと明確化し、関連部門による電子データネットワークでの調査後の情報と一致していれば、他の証明書類を提出する必要はなく、当事者の負担を軽減し、審査許可フローを加速させる。ただし、国外の出願人又はその他の電子データネットワークで調査できない者については、当事者が対応する証明書類の提出も行わなければならない。

4. 発明者の記入漏れ又は誤記のために発明者の変更を提出する規定の改正（第一部分第一章第6.7.2.3節）

発明者の記入漏れ又は誤記のために変更請求を提出する場合については、主に以下の改正点を含む。第一に、この変更の提出時機を「受理通知書を受け取った日から1か月以内」と規定した。第二に、証明書類について、変更後の発明者全員の署名又は捺印が要求され、かつ発明者が証明書類に変更の原因（すなわち誤記又は記入漏れ）を明記しなければならないことが要求されること、及び声明で承諾する方式で、専利法実施細則第14条の規定に基づいて変更を確認した後、発明者が本発明創造の実質的特徴に対して創造的な貢献を行ったメンバー全員であるということを声明することを追加した。

改正についての解説

真の発明者の署名権、知る権利を効果的に保護するために、発明者の資格を有さない者を発明者に変更する行為を規制し、今回の改正で、記入漏れ又は誤記のために発明者の変更を提出する時機について規定を行い、すなわち「受理通知書を受け取った日から1か月以内」とし、専利審査許可手続に発明者を偽って変更する行為が出現するのを防止するだけでなく、発明者の記入

漏れ又は誤記を本当にした当事者に合理的な救済時間も与え、また当事者が声明で承諾する方式を採用できることを明確化することで、証明書類の提出を簡略化し、発明者の変更の実行フローを最適化した。

5. 専利権移転に係る書誌的事項変更手続の審査許可期限に具体的な規定を行った。（第一部分第一章第6.7.4節第(1)号)

専利権移転に係る書誌的事項変更手続の審査許可期限が一般的に1か月を超えないことを明確化した。

改正についての解説

革新主体の要求を満たし、フロー業務をさらに規範化するために、専利権移転に係る書誌的事項変更手続の審査許可期限の要件を明確化した。

(二) 専利出願書類及び手続の一般的な規定の整備

1. 専利出願手続の形式及び紙の形式の書類を電子形式の書類に変換する効力の明確化（第五部分第一章第2節、第2.2節）

電子形式は書面の形式の一種であると明確化し、かつ小節内の記載順序及び内容を改正した。「受理した紙の専利出願書類及び他の書類について、専利局はスキャンを行いかつデータベースに保存する。紙の形式で提出した専利出願書類及びその他の書類について、専利局が電子形式書類に変換して電子システムのデータベースに記録し、当初の紙の形式の書類と同等の効力を有する」という規定を追加した。

改正についての解説

情報技術の発展に伴い、現在、電子形式は専利出願の主要形式となっており、専利法実施細則第2条の改正では電子形式を書面形式とみなすと明確化し、審査指南ではこのために適応する改正を行った。紙の形式で提出した出願書類及びその他の書類は、通常はまずスキャンを行いかつ電子形式に変換したデータを特定のデータベースに入れて保存を行うため、審査指南では紙の形式の書類を電子形式の書類に変換した際の効力について明確化した。

2. 専利出願手続に係る証明書類についての一般的な規定（第五部分第一章第6節）

主な改正内容は以下のとおりである。第一に、「非職務発明証明」「常時居住地証明」「常時営業所所在地証明」「出願人資格証明」などの証明書類をなくした。第二に、電子出願における証明書類が「原本の電子スキャン書類」であってもよいことを明確化し、かつ「出願人は証明書類原本を専利局に保管届出することができ、関連の手続を行う際に証明書類届出番号を明記しなければならない」と明確化した。第三に、出願人（又は専利権者）、他の当事者が各種の手続を行う際に信義誠実の原則を遵守しなければならないということについて規定を行い、かつ信義誠実の原則に違反する専利出願（又は専利）について、専利局は関連の手続を承認せず、承認済みである場合は、それを取り消すことを明確化した。

改正についての解説

国務院が証明事項整理業務を行う際の関連の要件に基づき、専利審査許可手続におけるいくつかの証明書類を簡素化した。

『専利の電子出願に関する規定』（国家知識産権局令第 57 号）に基づき、電子出願における証明書類が紙の原本の電子スキャン書類であってもよいことを明確化した。また、専利局で証明書類原本の届出を行った場合、関連の手続を実行する時には届出番号を明記し、証明書類原本が提出済みであるとみなされ、当事者の負担を軽減する。

専利法及びその実施細則における信義誠実の原則に関する規定を履行するために、当事者は各種の手続を実行する時にも信義誠実の原則を遵守しなければならないということを明確化した。

3. 電子出願の代表者の規定の明確化（第五部分第一章第 9 節）

審査指南第一部分第一章第 4.1.5 節の「代表者」に関する規定に対して要件を補足し、出願人が 2 名以上でありかつ専利代理機構に委任しておらず、電子形式で専利出願書類及びその他の書類を提出する場合、代表者が提出しなければならないと明確化した。

改正についての解説

電子出願について、出願人が 2 名以上でありかつ専利代理機構に委任していない場合、代表者が登録ユーザとして、専利出願書類及びその他の書類を提出し、専利局が電子形式で発行した通知書を受け取って関連の事務を行う責任を負わなければならない。

（三）専利費用の関連規定の明確化

1. 徴収を停止した費用の関連規定の削除（第五部分第二章第 1 節）

徴収を停止した「専利登記費用」「公告印刷費用」を削除した。

改正についての解説

『財政部国家発展改革委員会による一部の行政事業費用の徴収停止、徴収免除及び調整の関連政策に関する通知』（財税〔2018〕37 号）及び『一部の専利費用の徴収停止及び調整に関する公告』（国家知識産権局公告第 272 号）に基づき、審査指南では適応する改正を行い、権利付与時にこの 2 種の費用の納付が求められなくなったことを明確化した。

2. 費用支払い及び決済方式の改正（第五部分第二章第 2 節）

「中国本土に常時居住地又は営業所を持たない当事者が専利局に外貨で費用の納付を行う場合、指定の外貨を使用し、専利代理機構を介して実行しなければならないが、別途の規定がある場合を除く」という記載を削除した。「外貨で支払う費用は、銀行が当該費用を専利局の口座に外貨決済する日の為替レートで決済し、決済日を納付日とする」と明確化した。

改正についての解説

専利法実施細則第 18 条の強制委任の例外の状況についてなされた規定によると、中国での専利出願及び他の専利事務の実行を専利代理機構に委任する場合、出願人又は専利権者は費用の納付の事務を自ら行うことができる。ここで専利代理機構を介して費用の納付を行わなければならないという対応する規定を適応するように削除した。すなわち中国に常時居住地又は営業所を持たない外国の出願人は納付業務を自ら行うことができる。

また、各種の費用は人民元で決済しなければならず、よって、関連の当事者が外貨で専利費用を支払う場合、審査指南では当事者が外貨で専利費用を支払う際の決済方式及び納付日の確定を明確化した。注意すべきこととして、外貨を使用して国外で納付する時は納付手続の実行を早め、為替レートによる決算などの理由により納付期限に遅れることを回避しなければならない。外貨での納付により発生する手続費用は自ら計算して除外し、納付不足の状況が発生することを回避しなければならない。

3. 費用減額の状況の追加（第五部分第二章第 3 節）

開放許諾実施期間の年金は費用の減額を受けると明確化し、かつ「専利開放許諾実施契約届出を行う場合、年金減額請求を提出したものとみなされ、専利費用減額届出手続を行う必要はない」と明確化した。

改正についての解説

審査指南に関連の規定を追加し、開放許諾実施期間の専利に対して費用減額の優遇政策を与え、その目的は専利許諾取引を促進し、専利の転化効率を高めることである。

4. 政策性返金の関連規定の追加（第五部分第二章第 4.2.1 節）

「国務院発展改革部門、財政部門及び国務院専利行政部門が発布した公告及び通知の関連規定に合致する場合、当事者は返金請求を提出することができる。規定に合致する場合、専利局は返金を行わなければならない」という規定を追加した。「当事者が実体審査段階に移行した発明専利出願に対して、第 1 回審査意見通知書の応答期限が満了する前に自発的に出願を取り下げる場合、発明専利出願実体審査費用の 50%を返還するよう請求することができるが、応答意見を提出済みの場合は除く」という規定を追加した。

改正についての解説

政策性返金の関連の根拠を明確化した。また、『財政部国家発展改革委員会による一部の行政事業費用の徴収停止、徴収免除及び調整の関連政策に関する通知』（財税〔2018〕37号）及び『一部の専利費用の徴収停止及び調整に関する公告』（国家知識産権局公告第 272 号）に基づき、審査指南では適応する改正を行い、発明専利出願実体審査費用の 50%を返還するよう請求できる時機及び条件を明確化した。

（四）期限の関連規定の整備

1. 通知及び決定の送達日の関連規定の改正（第五部分第六章第2節）

郵送による通知及び決定について、実際に受け取った日と当事者が書類を受け取ったと推定される日が一致しない場合、当事者が実際に書類を受け取った日付を証明できる証拠を提供し、実際に受け取った日を基準とすることを明確化した。

電子形式で送達した通知及び決定について、以下の規定を追加した。「当事者が認めた電子システムに進んだ日付を送達日とする。当事者が認めた電子システムに進んだ日付と通知書及び決定の発行日が一致しない場合、当事者が証拠を提供できる場合を除いて、当該通知書及び決定の発行日を送達日と推定する。」

改正についての解説

郵送による通知及び決定について、送達の推定を原則とすることを基礎としてさらに明確化を行い、実際に受け取った日を確定できる状況について、すなわち当事者が書類を実際に受け取った日付を証明できる証拠を提供した場合、実際に受け取った日を基準とする。

電子形式で送達した通知及び決定について、専利法実施細則第4条では国務院専利行政部門が電子形式で送達した各種書類は、当事者が認めた電子システムに進んだ日付を送達日とすると明確化した。審査指南ではこれについてさらなる規定を行い、当該通知書及び決定の発行日を送達日と推定し、当事者が認めた電子システムに進んだ日付と通知書及び決定の発行日が一致しない場合、当事者は証拠を提供する必要がある、当事者が認めた電子システムに進んだ日付が通知書及び決定の発行日より後であると証明できるのであれば、実際に受け取った日を到達日とする。

2. 期限起算日の規定の改正（第五部分第七章第2.1節第(2)号）

全ての指定期限及び一部の法定期限の起算日を「受け取ったと推定される日」から「送達日」に改正した。

改正についての解説

改正後の専利法実施細則第4条では、国務院専利行政部門が電子形式で送達した各種書類は、当事者が認めた電子システムに進んだ日付を送達日とすると規定している。すなわち電子形式で発行した各種書類について、『専利の電子出願に関する規定』（国家知識産権局令第57号）で規定された「書類の発行の日から起算して満15日が、出願人が書類を受け取った日であると推定される」という規定をなくし、これにより改正前の規定の「受け取ったと推定される日」という記述方式を援用した場合、電子発行方式の期限起算日をカバーできず、前述の期限起算日を「受け取ったと推定される日」から「到達日」に改正することで、記述がより明確かつ的確となった。

3. 中止関連の手続の規定の改正（第五部分第七章第7節）

無効宣告手続における権利帰属紛争の当事者が提出した中止請求について、専利無効宣告手続を中止しなくてもよい状況の専利を細分化、列挙した。

改正についての解説

これは専利法実施細則第 103 条第 2 項に基づいて行った連動的な改正である。審査の実務において中止制度の濫用を回避し、不当な目的で正常な審査手続を妨害することを防止するために、無効宣告手続における権利帰属紛争の当事者が提出した中止請求について、専利局は案件の審理進度、案件の証拠の状況、公共利益を両立し、信義誠実を強調し、虚偽訴訟を厳しく取り締まるという原則の方針に基づき、中止するかどうかを決定することができる。

(五) 専利審査許可手続の最適化

1. 専利代理機構に委任しなければならない状況の明確化（第一部分第一章第 6.1 節、第五部分第三章第 2.2 節）

中国本土に常時居住地又は営業所を持たない外国の出願人が単独で専利を出願するかもしくはその他の専利事務を行う場合、又は代表者としてその他の者と共同で専利を出願するかもしくはその他の専利事務を行う場合、専利代理機構に委任しなければならないと明確化した。中国本土に常時居住地又は営業所を持たない中国香港・マカオ・台湾地区の出願人が単独で又は代表者として専利を出願するかもしくはその他の専利事務を行う場合も、当該規定を適用する。当該規定に基づく専利代理機構への委任を行わない場合、専利出願を受理しない状況に該当する。

改正についての解説

審査実務での取り扱いにおける必要性を満たすために、専利法第 18 条に規定の強制委任の状況に細分化した規定を行った。

2. 秘密保持審査の関連規定の明確化（第五部分第五章第 3 節、第 5 節、第 6 節）

第一に、専利局が処理した秘密保持専利出願の範囲は「国防上の利益以外の」国家の安全又は重大な利益に関連しており秘密保持の必要があるものである。第二に、出願人が秘密保持請求を提出する前にその出願の内容が国家の安全又は重大な利益に関連しており秘密保持の必要があるものであると確定されている場合、「秘密等級確定権限を有する機関、団体が発行した秘密保持証明資料」を提出しなければならないことを明確化し、秘密保持証明資料の形式の要件を明確化した。第三に、秘密解除された国防専利の受け取り及び処理フローを追加した。第四に、外国に専利出願する際の秘密保持審査の期日の要件を明確化した。

改正についての解説

「国防上の利益以外の」という記述を追加し、専利局が処理する秘密保持専利出願をよりの確に定義した。

秘密保持請求証明資料の発行団体及び関連形式の要件を明確化し、秘密保持請求の提出に対してより規範的・的確でありかつ操作可能性を有する指針を提供した。

専利局及び国防知識産権局による国防専利の秘密解除についての引き継ぎ及び処理作業のフローをより明確化し、専利権者又は公衆が関連手続を理解しやすくした。

『行政許可法』の行政機関が法定期限内に行政許可決定を下さなければならないということについての規定をより履行するために、専利法実施細則第9条では出願人に秘密保持審査通知を発行する具体的な期日及び秘密保持審査決定を下す具体的な期日をより明確化した。審査指南では連動的な改正を行い、期日の要件が専利法実施細則と一致するよう保持され、出願人が関連の期日を理解しやすくなり、秘密保持審査について時間の予期をより正確にし、外国への専利出願ポートフォリオ構築を速やかに行うという要求を満たすことができるようにした。

3. 審査延期の関連規定の整備（第五部分第七章第8節）

第一に、「実用新案専利の審査延期請求は、出願人が実用新案専利出願を提出すると同時に提出しなければならない。延期期限は審査延期請求を提出して効力が生じた日から起算して1年である」という規定を追加した。

第二に、意匠審査延期の規定について、「延期期限は月を単位とし、最長延期期限は審査延期請求を提出して効力が生じた日から起算して36か月である」に改正した。

第三に、審査延期請求を取り下げる手続を追加し、すなわち「延期期限が満了する前に、出願人は審査延期請求の取り下げを請求することができ、規定に合致する場合、延期期間を終了し、専利出願は順番どおりに審査待ちとなる。」

改正についての解説

第一に、当初の発明及び意匠専利出願について審査延期を請求できるということ为基础として、実用新案専利出願について審査延期を請求できるという規定を追加した。ここで、社会の意見を総合的に考慮すると、実用新案には類似発明の早期公開制度がないため、その延期期限は発明とは異なり、1年に限定される。第二に、意匠について、審査延期規定をより柔軟にするために、延期期限は月を単位とするように設定される。第三に、革新主体の実際の要求をさらに満たすために、3種の専利出願の審査延期請求に、対応する請求を取り下げることができるという規定を追加し、それにより出願人が実際の状況の変化及び自身の必要性に応じて、直ちに調整を行いやすくした。

4. 専利公報及び単行書の出版の関連規定の明確化、一部の公開項目の追加（第五部分第八章第1.1節、第1.2節、第1.3節）

第一に、専利公報及び単行書の出版周期をさらに明確化し、すなわち「3種類の専利公報は年度計画に基づいて定期的にそれぞれ出版され」、「専利出願及び専利の単行書は定期的に、対応する専利公報と同日に出版される」。

第二に、発明専利公報の専利の事務の公開内容について「専利権期限の補償」「専利実施の開放許諾」を追加した。実用新案及び意匠専利公報の専利の事務の公開内容について「専利実施の開放許諾」を追加した。

第三に、専利公報の専利権期限の補償及び医薬品専利権期限の補償の公開対象項目を追加した。そのうち、専利権期限の補償の公開対象項目は以下を含む。主分類番号、専利番号、出願日、権利付与公告日、当初の専利権期限満了日、現在の専利権期限満了日。医薬品専利権期限の補償の公開対象項目は、専利権期限の補償の公開対象項目を含む以外に、「医薬品の名称及び承認された適応症」も含む。

改正についての解説

技術の進歩に伴い、現在は多くの専利公報の毎週の出版が実現されている。出版周期をより柔軟に調整し、実際の必要性をよりよく満たすために、審査指南では対応する記述を専利公報が「年度計画に基づいて定期的にそれぞれ出版される」という記述に改正した。

専利法実施細則第 107 条では専利公報の内容に第 (9) 号「専利権期限の補償」及び第 (13) 号「専利実施の開放許諾事項」を追加し、審査指南では適応する改正を行い、公衆が専利権期限の補償、専利実施の開放許諾の関連情報を理解しやすくした。

5. 専利証書の交換及び訂正手続の最適化（第五部分第九章第 1.2.2 節、第 1.2.3 節）

改正前の「専利証書が損傷した場合、専利権者は専利証書の交換を請求することができる」という規定を削除し、「専利局が発行した当初の紙の専利証書が破損・損傷した場合、専利権者は専利証書の交換を請求することができる。専利局は電子専利証書を改めて作成して当事者に発送することができ、交換後の証書は当初の専利証書と内容が一致するものでなければならない」と明確に規定した。

「専利証書に誤りがある場合、専利権者は専利局に訂正するよう請求することができる。専利局による確認の結果、誤りが存在する場合、当初の専利証書の公告は無効とし、訂正した専利証書を発行する」という規定を明確化した。

改正についての解説

『専利証書の電子化の全面的な実行に関する公告』（国家知識産権局公告第 515 号）に基づき、2023 年 2 月 7 日（当日含む）から、専利証書の電子化が全面的に実行された。紙の形式で出願して専利の権利付与を受けた場合も、電子専利証書が発行される。専利局が発行した当初の紙の専利証書が破損・損傷した場合、専利権者は専利証書の交換を請求することができる。専利局は電子専利証書を改めて作成して当事者に発送することができる。

専利証書に誤りがある場合、専利権者は専利局に訂正するよう請求することができる。専利局による確認の結果、誤りが存在する場合、訂正した専利証書を改めて発行し、証書の再発行には当事者が手続費用を納付する必要はない。社会公衆が専利証書の交換についての情報を直ちに

取得できるようにするために、専利公報に、当初の専利証書を無効にすると声明する公告を追加した。

専利証書は専利権登記時の法律状態を記載したものに過ぎず、専利登記簿に記載の専利権の法律状態の方が即時性がありかつ有効であり、出願人は必要に応じて専利局に専利登記簿の副本を発行するよう請求し、当該専利の最新の法律状態及び関連情報を取得することができる。

(六) 専利の転化運用の促進

1. 専利開放許諾制度についての具体的な規定（第五部分第十一章）

専利法第 50 条から第 52 条では我が国の専利開放許諾について制度の規定を行っており、専利法実施細則第 85 条から第 88 条では規定の細分化を行っている。審査指南では連動的な改正を行い、第五部分に第十一章を新たに追加し、専利開放許諾制度の実施をめぐって、さらに細分化した規定を行い、具体的には第 1 節「序文」、第 2 節「開放許諾関連原則」、第 3 節「専利開放許諾声明の提出」、第 4 節「専利開放許諾声明の取り下げ」、第 5 節「専利開放許諾の登記及び公告」、第 6 節「専利開放許諾実施契約の発効」、第 7 節「専利開放許諾実施契約の届出」、第 8 節「専利開放許諾実施期間の費用減免手続の処理」及び第 9 節「開放許諾を実施した専利に関連する手続の処理」を含む。

改正についての解説

第 1 節の序文部分では本章の制定の根拠を明確化し、専利開放許諾制度の運用モデルについて簡潔に略述した。専利開放許諾が専利権者の自由意志行為であることを明確化し、専利開放許諾を実行する地域範囲が中国国内であることを明確化した。

第 2 節では専利開放許諾制度を確立した目的を明確化し、専利開放許諾の関連手続で遵守しなければならない自由意志の原則、合法の原則、公開の原則という 3 つの原則を提示した。

第 3 節では専利法及びその実施細則の関連規定を細分化し、開放許諾声明の提出について、専利開放許諾声明の客体、請求人の資格、専利開放許諾声明の内容及び要件、公告を認める状況と公告を認めない状況、専利開放許諾声明の発効時間を含む具体的な規定を行った。

開放許諾を実行する専利は有効でありかつ高い安定性を有するものでなければならず、よって審査指南では専利開放許諾声明の客体が「すでに権利付与公告された発明専利、実用新案専利又は意匠専利」であると明確化した。

被許諾人の合法的な権利と利益を保護するために、専利法実施細則の規定に基づいて要件をさらに細分化し、専利権が終了している状況、専利権が全部無効宣告されている状況などの 9 種の状況において、専利権者はその専利について開放許諾を実行することができないと規定した。

専利開放許諾声明を提出する主体について、専利権者の間の紛争を回避するために、審査指南において規定を行い、共有者が共有する専利権について開放許諾声明を提出する場合、共有者全員が同意する旨の証明資料を提出しなければならない。

専利開放許諾声明について、専利法実施細則の関連規定によると、請求人が専利開放許諾声明を提出する際の手続書類、内容の要件を細分化し、専利権者が開放許諾を実施することを声明する場合、必要な連絡先を提供することで、被許諾人が書面の方式で専利権者に通知して許諾使用料を支払うよう保証しなければならないと明確に規定した。また、使用料は開放許諾が達成可能であるかどうかの中核であり、開放許諾制度の運用効果に影響を与える重要な要素である。専利権者が開放許諾声明を合理的に提出するよう先導し、制度の初志をよりよく実現するために、審査指南では専利権者が専利開放許諾声明を提出する時に、許諾使用料の計算根拠及び方式についての簡単な説明を併せて提出しなければならないと明確化し、かつ開放許諾使用料の上限を限定した。

専利開放許諾声明は専利権者の自由意志の原則に基づいて提出するものであり、公告されると相対的な安定性を有し、広告内容は合理的な予期可能性を有する。専利権者を正確に先導するために、第4節では開放許諾声明の取り下げについて規範化を行っており、開放許諾声明を取り下げる際の手続書類、内容の要件及び発効時間を明確化した。

第5節は専利開放許諾声明の関連事項を専利登記簿に登録し、かつ専利公報上で公告することを明確化し、専利開放許諾声明及びその取り下げにより公開される項目について規定した。

我が国の専利開放許諾制度で採用しているのは申し込みモデルである。第6節では専利開放許諾実施契約の発効条件を明確化した。関連法律、行政法規に別途の規定がある場合を除き、書面の方式で専利権者にその開放許諾専利を実施する意思があることを通知し、かつ公告に基づいて許諾使用料を支払うと、専利開放許諾実施契約が発効する。開放許諾を実行する専利権者が中国本土の機関又は個人であり、開放許諾方式で技術の輸出を行う場合、『中華人民共和国技術輸出入管理条例』及び『技術輸出入契約登記管理法』などの関連規定の要件に合致しなければならない。

専利開放許諾は通常許諾の特殊な形式の1つであり、第7節では、専利開放許諾実施契約の届出手続の処理は『専利実施許諾契約届出法』を参照して執行しなければならないと規定した。

第8節では専利開放許諾の実施期間の費用の減免手続の処理について細分化した規定を行った。専利開放許諾実施契約の届出が認められる場合、専利権者は専利開放許諾の実施期間に、規定に基づいて届出日からまだ満期になっていない専利年金の減額を受けることができる。また、開放許諾を実行する専利権者と被許諾人が許諾使用料について協議した後に通常許諾契約を締結した場合、開放許諾には該当せず、よって専利開放許諾の実施期間の専利年金の減額を受けることはできない。専利権者が2つの専利年金減額条件に同時に合致する場合、例えば専利権付与の年から10年の年金減額条件に合致するだけでなく、開放許諾の実施期間の年金減額条件にも合致する場合、そのうちの減額の比率が高い方の条件で減額する。

専利開放許諾行為を規範化し、被許諾人、利害関係人の合法的な権利と利益を保護するために、第9節では、専利権譲渡のために書誌的事項変更請求の提出及び専利権の放棄という2種の手続を行う前に、専利権者はまず開放許諾声明を取り下げなければならないと規定した。また、

『民法典』の関連規定に基づくと、抵当権者の合法的な権利と利益を保証するために、専利権者は開放許諾を実行する専利権を質権設定する時に、抵当権者の同意を得なければならない。

2. 専利権評価報告の関連規定の整備（第五部分第十章第1節、第2節、第4節、第6.2節）

専利法及びその実施細則の改正に基づいて、専利権評価報告の関連規定に対して適応する改正を行った。第一に、専利権評価報告の請求主体、客体、請求時機及び審査期限を調整した。第二に、委任手続、専利権評価の内容及び訂正請求について改正を行った。

改正についての解説

専利権評価報告制度は実用新案及び意匠専利の権利の安定性の低さを補うという面で重要な作用を果たし、ますます多くの革新主体の注目を得ており、請求主体の範囲を拡大すること及び請求時機を早めることに対してもより多くの必要性が示されている。専利法及びその実施細則の改正はこの必要性に順応し、請求主体を専利権者、利害関係人から専利権者、利害関係人及び被疑侵害者に拡大した。審査指南では専利法及びその実施細則の改正に適応すると同時に、専利権者が発送した弁護士書簡、電子商取引プラットフォーム告発通知書などを受け取る機関又は個人が被疑侵害者に該当するということをさらに明確化した。

専利権評価報告を可能な限り早く取得し、関連の専利権の安定性を確定するために、専利法実施細則では専利権者が専利権評価報告の発行を請求する時機を、公告権利付与決定後から専利権の登記手続を実行する時に早めるように改正し、よって、審査指南では専利権評価報告の発行を請求する時機及び客体に対して適応する改正を行い、出願人が専利権登記手続を実行する時に専利権評価報告の発行を請求しかつ方式審査に合格した場合、国家知識産権局が権利付与公告の日から起算して2か月以内に専利権評価報告を発行しなければならないということを明確化した。

専利権評価報告の請求主体の範囲の拡大のために、委任手続の関連規定を調整し、請求人が専利代理機構に処理を委任する場合、専利代理委任状を提出し、かつ専利権評価報告の事柄のみ処理すると明記しなければならないと明確化した。ただし出願人又は専利権者が当初の代理機構に専利権評価報告手続を処理するよう委任する場合、委任関係がすでに存在しているため、専利代理委任状を再度提出する必要はない。

専利法実施細則第50条及び第69条では専利法実施細則第11条をそれぞれ方式審査の範囲及び無効宣告請求の理由としており、よって、専利権評価の内容及び実用新案又は意匠が専利法実施細則第11条の規定に合致するかどうかを含み、その評価基準に『専利出願行為を規範化する規定』を適用することを適応するように追加した。

注意すべきこととして、同一の専利に対して、国家知識産権局は1部の専利権評価報告のみを発行する。非専利権者が専利権評価報告の発行を請求する場合について、専利権者に専利権評価報告の発行状況を告知すると同時に、専利権者に専利権評価報告の訂正を請求する機会も与える。

三、まとめ

審査指南の関連の専利出願手続及び事務処理の内容についての改正は、書誌的事項変更手続の関連規定の最適化、専利出願書類及び手続の一般的な規定の整備、専利費用の関連規定の明確化、期限に関する規定の整備、専利審査許可手続の最適化、専利の転化運用の効果的な促進などの6つの面の内容を含む。審査規則の改正と整備により、出願者にとってさらに便利となり、審査フローを最適化し、「品質向上と効果増強」の目標を果たし、知的財産権事業の高品質な発展を推進するよう図る。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/1/18/art_2199_189873.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。